

J R幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、千葉市（以下「市」という。）が道路等の公共空間を周辺の市街地と一体的かつ日常的に多様な用途に使えるよう開放することで、まちなかに多様な人が集い、交流し、滞在する新たな価値創造の可能性を検証することを目的として行うJ R幕張駅北口ウォークブル推進社会実験（以下「社会実験」という）の実施に関して必要な事項を定める。

なお、本社会実験は、ポストコロナの新しい日常への対応も見据えた取組みである。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、道路とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で市が管理するものをいう。

2 このガイドラインにおいて、歩道とは道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第1号に規定するものをいう。

(対象区域)

第3条 このガイドラインにおいて、対象となる道路は、市が占用許可及び使用許可を受けた別表1に示す路線とする。

(社会実験の参加対象者)

第4条 社会実験に参加することができる者（以下「社会実験者」という。）は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、社会実験者は、本人を除いた建物所有者、土地所有者、1階において店舗等を運営する事業者等の承諾を得るものとする。

- (1) 第3条に規定する道路に面する建物所有者
- (2) 第3条に規定する道路に面する土地所有者
- (3) 第3条に規定する道路に面する建物の1階において店舗等を運営する事業者等
- (4) (1) から (3) の者が誘致する千葉市内に本拠を有する事業者等

2 社会実験者は、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(社会実験の対象外業種)

第5条 前条の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者は、社会実験者から除く。

(参加の申込及び承認)

第6条 社会実験への参加を希望する者は、市長に申込みを行い、承認を得なければならない。

2 前項の規定による申込みは、申込書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込みについて承認する場合は、申込者に対して遅滞なく承認書(様式第3号)を送付するものとする。

4 市長は、第1項の承認をするに当たっては、申込者が活用できる道路区域の範囲を指定し、第8条各号に規定する条件を付して行うものとする。

5 第3項の承認を受けた者で、第2項による申込みの内容に変更が生じた場合、変更申込書(様式第4号)を提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による変更申込みについて承認する場合は、申込者に対して遅滞なく変更承認書(様式第5号)を送付するものとする。

(活用の期間及び時間)

第7条 前条第1項の承認期間(以下「活用期間」という。)は令和5年8月1日から令和7年7月31日とする。ただし、社会実験に係る道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日をもって承認の期間を終了するものとする。

2 承認を受けた社会実験者が、道路区域を活用できる時間(準備及び原状回復に要する時間を含む。以下「活用時間」という。)は、別表2に示すとおりとする。

(活用の条件)

第8条 市長は第6条第1項の承認に当たって、承認を受けた社会実験者に次に掲げる条

件を遵守させるものとする。

- (1) 道路の活用に当たっては、警察及び千葉市からの指示に従うこと。また、社会実験に参加している期間中、市の指定する標章を歩行者等の見えやすい場所に表示すること。なお、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、実験中及び終了後に市が実施する調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて許諾すること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、千葉市屋外広告物条例（平成3年千葉市条例第63号）、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成22年千葉市条例第100号）、千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年千葉県条例第31号）及びその他法令に抵触しないこと。
- (3) 道路区域の活用については、市が指定する範囲において自ら行うものとし、第三者に使用させないこと。
- (4) 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。また、活用時間中は活用範囲の4隅に柵を設置すること。
- (5) 活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行うこと。また、道路や樹木等を損傷しないこと。なお、道路、工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償すること。
- (6) 社会実験者が所有等の関係がある宅地の前面道路以外の場所も活用する場合は、その活用場所に接する建物所有者、土地所有者及び1階において店舗等を運営する事業者の承諾を得ること。対象範囲角地の場合は、角に接する両方の地権者の承諾を得ること。
- (7) 騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決すること。
- (8) 活用期間並びに時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復すること。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をすること。ただし、日々の現状回復が困難な場合で、夜間歩行者の安全が確保され、緊急時に事業者等が速やかに対応ができる体制を整え、かつ警察からの同意が得られれば、その限りではない。

（承認の取消）

第9条 第6条第1項の承認を受けた社会実験者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取消することができる。

- (1) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (2) 申込書類等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 第8条各号の条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく警察及び市からの指示に従わない場合。

- (5) 新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく公示において、千葉県が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、千葉県又は市から休業を要請されたとき。
- (6) その他不適当な行為があると市長が認めるとき。

（立入調査）

第10条 市長は、このガイドラインに定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、活用に係る物件に立ち入り、必要な指導をすることができる。

（その他）

第11条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月23日から施行する。

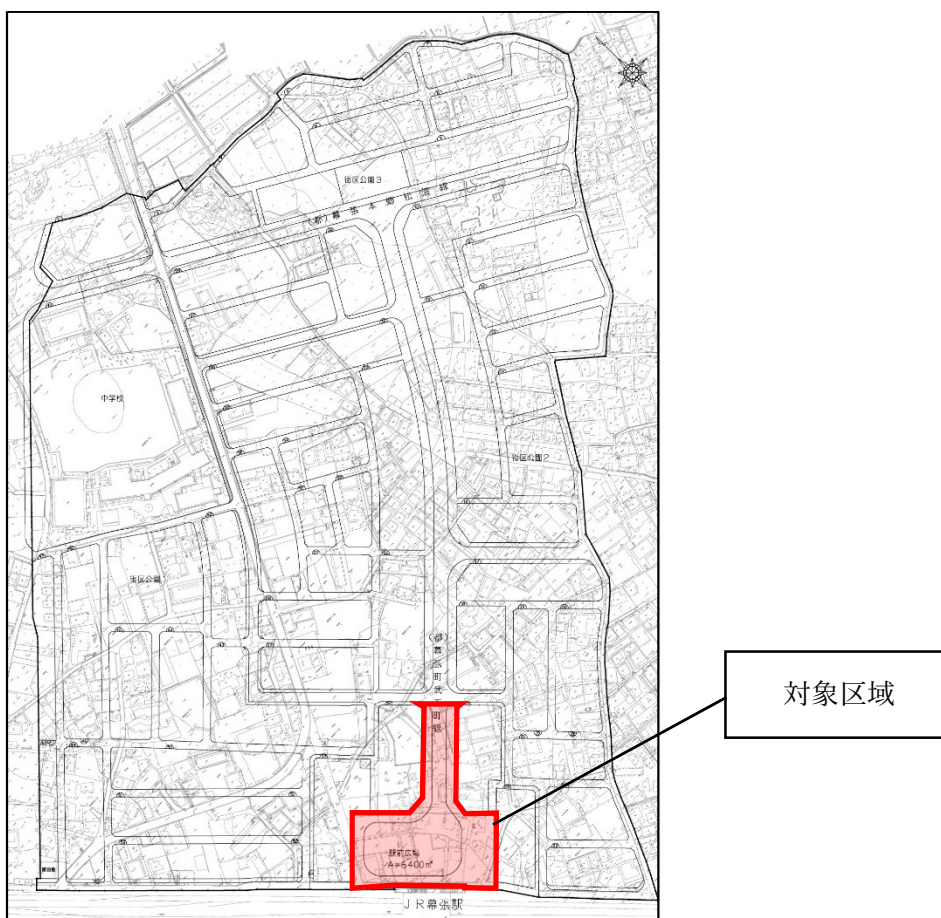
別表 1

路線名	範囲
J R 幕張駅北口駅前 広場	地図及び詳細図で示す範囲
市道幕張町武石町線	市道幕張町 465 線及び市道幕張町 464 線との交差部まで 地図及び詳細図で示す範囲

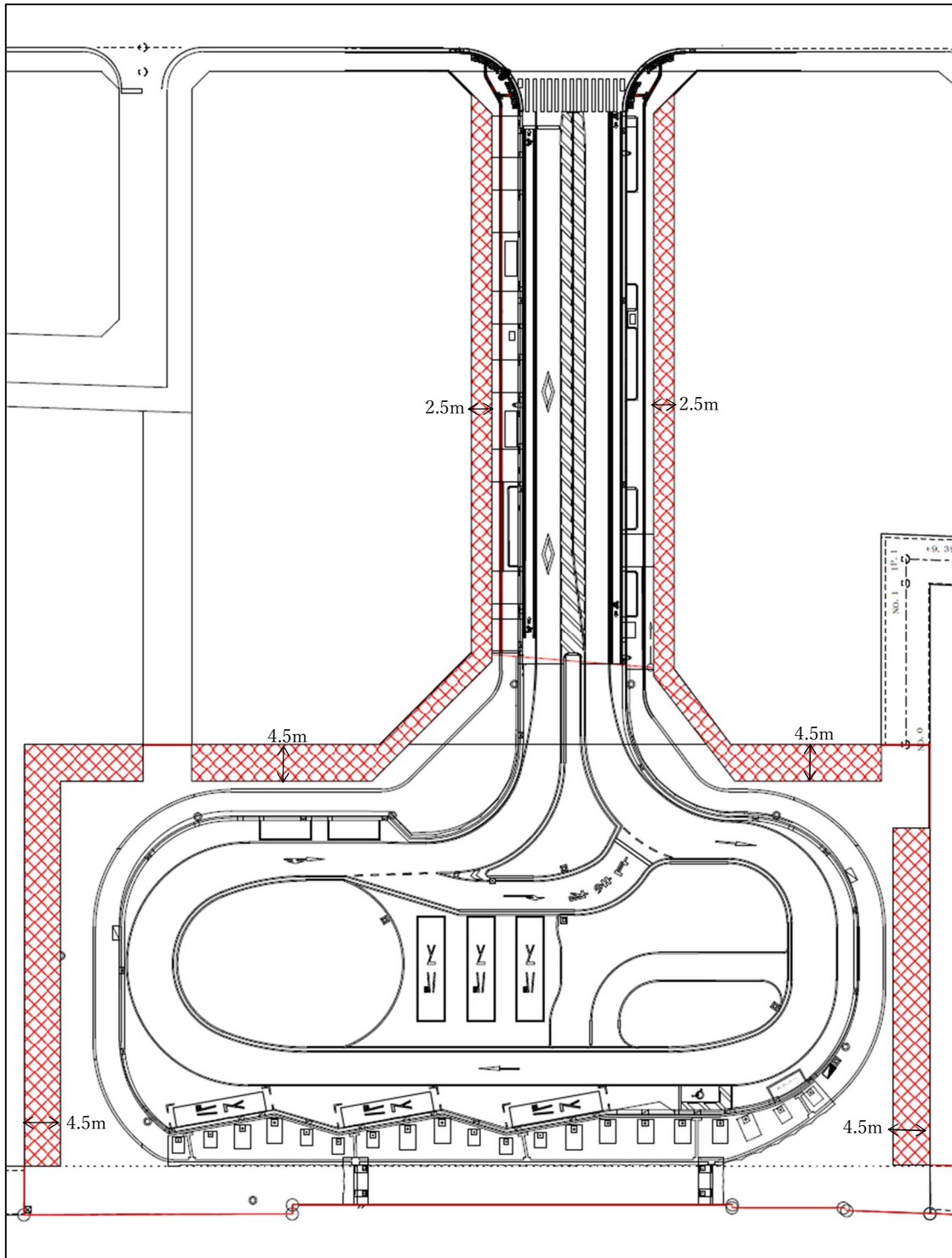
別表 2

区分	活用時間
J R 幕張駅北口駅前 広場	7時から21時まで（準備及び原状回復に要する時間を含む）
市道幕張町武石町線	

地図



詳細図



= 対象区域

* 現地、平板ブロックもしくはカラー舗装で範囲の明示あり

(あて先) 千葉市長

申込者

住所 (所在地)

店名・屋号等

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

J R 幕張駅北口ウォーカーブル推進社会実験への参加申込書

J R 幕張駅北口ウォーカーブル推進社会実験に関するガイドライン第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

活用する場所、 時間及び内容	※活用する場所、時間及び活用内容を示す図面を添付してください。
担当者連絡先	氏名： 電話番号：

※ 1 申込者を除いた建物所有者、土地所有者、1 階において店舗等を運営する事業者等の承諾を添付すること。

※ 2 社会実験者が所有等の関係がある宅地の前面道路以外の場所も活用する場合は、その活用場所に接する建物所有者、土地所有者及び建物 1 階の店舗等を運営する事業者の承諾書を添付すること。

様式第 2 号

誓約書

私は、「JR 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき行われる JR 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験（以下「社会実験」という。）の趣旨に賛同し、道路区域を活用するにあたり、以下の内容について誓約します。

記

・社会実験への参加の申込に当たり、警察及び千葉市からの指示に従います。また、社会実験に参加している期間中、市の指定する標章を歩行者等の見えやすい場所に表示します。なお、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、実験中及び終了後に市が実施する調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。

・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）、千葉市屋外広告物条例（平成 3 年千葉市条例第 63 号）、等の関係法令を遵守し、自ら設置する物については、責任をもって管理監督を行います。

・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 22 年千葉市条例第 100 号）を遵守し、利用者に路上喫煙やポイ捨てをさせません。

・千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 39 年千葉県条例第 31 号）を遵守し、客引き行為等を行いません。

・道路区域の活用については、自らの店舗事業の範囲内において自ら行うものとし、第三者に使用させません。

・視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮します。

・活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行います。また、道路や樹木等を損傷しません。なお、道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償します。

・騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。

・活用期間並びに時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復します。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をします。原状回復を怠った場合は、千葉市において設置物を移動して差し支えありません。

・申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が次の各号のいずれにも該当せず、また次の各号のいずれかに該当する者が経営に事実上参画していません。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

・ 申込書及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。

・ ガイドライン第9条各号に規定する事由に該当するに至った場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所（所在地）

店名・屋号等

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第 3 号

承認書

様

千葉市長

令和 年 月 日付けで申込のあった J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験への参加について、次のとおり承認します。活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守してください。

記

活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、社会実験に係る道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条第 1 項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日をもって承認の期間を終了するものとする。
活用が可能な時間	時から 時まで（準備及び原状回復に要する時間を含む。）
活用の場所	※現地において市が指定する範囲
条件	<p>(1) 道路の活用に当たっては、警察及び千葉市からの指示に従うこと。また、社会実験に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等の見えやすい場所に表示し、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、市の調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて許諾すること。</p> <p>(2) 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）、千葉市屋外広告物条例（平成 3 年千葉市条例第 6 3 号）、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 2 2 年千葉市条例第 1 0 0 号）、千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 3 9 年千葉県条例第 3 1 号）及びその他法令に抵触しないこと。</p> <p>(3) 道路区域及活用については、市が指定する範囲において自ら</p>

	<p>の店舗事業の範囲内において自ら行うものとし、第三者に使用させないこと。</p> <p>(4) 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行うこと。また、道路や樹木等を損傷しないこと。なお、道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償すること。</p> <p>(6) 騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決すること。</p> <p>(7) 活用期間及び活用時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復すること。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をすること。ただし、日々の現状回復が困難な場合で、夜間歩行者の安全が確保され、緊急時に事業者等が速やかに対応ができる体制を整え、かつ警察からの同意が得られれば、その限りではない。</p>
--	--

様式第4号

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者

住所(所在地)

店名・屋号等

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験の変更内容承認願

令和 年 月 日付で承認があった J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験の参加について、J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン第6条第5項の規定に基づき、変更内容を次のとおり承認願います。

記

変更内容	※活用する場所を変更する場合、図面を添付してください。
------	-----------------------------

様式第 5 号

変更承認書

様

千葉市長

令和 年 月 日付けで承認願いのあった変更内容について、次のとおり承認します。
活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守してください。

記

活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、社会実験に係る道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） 第 77 条第 1 項の規定による道路の使用の許可が取り消された場 合は、当該許可が取り消された日をもって承認の期間を終了するも のとする。
活用が可能な時間	時から 時まで（準備及び原状回復に要する時間を含む。）
活用の場所	※現地において市が指定する範囲
条件	様式第 3 号承認書の条件を準用する。